

吹田市交流活動館警備業務仕様書

1. 総則

この仕様書は、業務の大要を示すものであり、受託者は吹田市交流活動館（以下「館」という。）の設置目的を理解するとともに、現場の状況に応じて業務を実施するものとする。

2. 勤務時間等

- (1) 月～金曜日 18時より翌日9時までとする。
- (2) 土・日曜日 土曜日17時より月曜日9時までとする。
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日～31日、1月2日及び3日
当該祝日の前日18時より当該祝日の翌日9時までとする。
- (4) 国民の祝日に関する法律に規定する休日が日曜日にあたる時
土曜日17時より火曜日9時までとする。

3. 業務要領

- (1) 館の定める巡回経路により館の内外を巡視するものとし、おおむね下記の時刻に巡視することとする。
 - ア 月～金曜日 7時・20時30分・22時30分
 - イ 土曜日 7時・17時30分・20時30分・22時30分
 - ウ 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日～31日、1月2日及び3日
7時・10時30分・12時30分・15時30分・17時30分・19時30分・22時
 - エ 7時・20時30分(上記イ・ウについては17時30分)・22時30分(上記ウについては22時)の巡視については館の指定する場所を巡回し、巡回時計に記録をとどめるものとする。
- (2) 巡視その他の業務に従事する場合のほかは、みだりに定位置を離れないこと。(警備室を定位置とする。)
- (3) 館内外の風紀の維持、火災、盗難の予防取締り並びに警戒、設備機器の点検確認などを行うこと。
- (4) 館への来館者を把握し、挙動不審な者を認めたときは、これを確かめ、必要に応じて臨機の処置を講ずるものとする。
- (5) 館の使用終了後、速やかに各出入口を閉じること。
- (6) 火災、盗難、その他事故が発生した場合には、必要に応じて臨機の処置をとるとともに関係者に通報すること。

- (7) 閉館中に事故が発生した場合には、関係者に連絡するとともに、冷静沈着かつ敏速に処置すること。
- (8) 勤務中、次の事項を厳守すること。
 - (ア) 常に会社の支給する制服、制帽を着用し、服装及び態度の厳正を守り、言動を慎み警備員の品位を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。
 - (イ) 電話の応対、取次ぎ、また来館者に対して丁重懇切を旨とし、特にその便宜をはかるように努めること。
 - (ウ) 職務上の責任を回避しないこと。
 - (エ) 警備業務にあたって知得した秘密を絶対に第三者にもらさないこと。
- (9) 巡視中は次の事項を守るものとする。
 - (ア) 館及びその付属物の保全に注意し、破損その他の故障を認めたときは関係者に報告すること。
 - (イ) 火気及び流水に注意すること。
 - (ウ) 職務中に入手した遺失物、引取人のない物品については、遅延なく報告するとともに館に引渡すこと。
 - (エ) 吹田市交流活動館条例第8条に違反する者又は違反する恐れのある者を発見したときは、懇切にさとし、もしこれに従わないときは関係者に報告し、その指示を受けること。
- (10) 勤務終了後、巡回時計記録紙と別に定める警備業務報告書に必要事項を記入し、館に提出すること。
- (11) この仕様書に定めるもののほか、細目などについては、関係者協議のうえ、その都度遅滞なく、業務を遂行するものとする。

4. 予算の減額又は削除にともなう解除等

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る吹田市の歳出予算において減額又は削除があった場合、吹田市は、この契約を変更し、又は解除することができる。